

長期優良住宅建築等計画に係る技術審査

一戸建て住宅(税抜価格)

延べ面積	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金(税抜)					
	基本料金	業務量の削減※1		設計住宅性能評価と同時申請 ※3,※4	変更技術的審査料金	
		概ね2~4割	概ね4割以上		当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の技術的審査依頼を行ったもの
200㎡以下	74,000円	38,000円	34,000円	5,000円	新規料金を適用	15,000円 (5,000円※2)
200㎡超	90,000円	44,000円	40,000円	5,000円	新規料金を適用	20,000円 (5,000円※2)

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書、または同規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えたもので、業務の削減量については、認定書もしくは認証書に記載される事項により決定します。

※2 審査を伴わない場合です。

※3 変更設計住宅性能評価を含み、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の変更を行う場合も同様とします。

※4 ※1の適用を受ける住宅に限ります。

共同住宅(税抜価格)

延べ面積	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金(税抜)					
	基本料金	業務量の削減※1		設計住宅性能評価と同時申請 ※3,※5	変更技術的審査料金	
		概ね2~4割	概ね4割以上		当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の技術的審査依頼を行ったもの
200㎡以下	93,000円	47,000円	37,000円	M × 5,000円	新規料金を適用	15,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
200㎡超 500㎡以下	140,000円	80,000円	70,000円	M × 5,000円	新規料金を適用	20,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
500㎡超 1,000㎡以下	170,000円	左記の料金	左記の料金	M × 5,000円	新規料金を適用	25,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
1,000㎡超 2,000㎡以下	200,000円	左記の料金	左記の料金	M × 5,000円	新規料金を適用	40,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
2,000㎡超 3,000㎡以下	230,000円 + (M-50) × 15,000円※4	左記の料金	左記の料金	M × 5,000円	新規料金を適用	50,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
3,000㎡超 4,000㎡以下	280,000円 + (M-50) × 15,000円※4	左記の料金	左記の料金	M × 5,000円	新規料金を適用	60,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
4,000㎡超 5,000㎡以下	330,000円 + (M-50) × 15,000円※4	左記の料金	左記の料金	M × 5,000円	新規料金を適用	75,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
5,000㎡超 10,000㎡以下	550,000円 + (M-80) × 15,000円※4	左記の料金	左記の料金	M × 5,000円	新規料金を適用	90,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
10,000㎡超 20,000㎡以下	1,400,000円 + (M-80) × 15,000円※4	左記の料金	左記の料金	M × 5,000円	新規料金を適用	140,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
20,000㎡超 50,000㎡以下	2,950,000円 + (M-80) × 15,000円※4	左記の料金	左記の料金	M × 5,000円	新規料金を適用	360,000円 + Mc × 5,000円 (Mc × 5,000円※2)
50,000㎡超	5,500,000円 + (M-80) × 15,000円※4	左記の料金	左記の料金	M × 5,000円	新規料金を適用	720,000円 + Mc × 5,000円

M: 評価対象戸数、Mc: 評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書、または同規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えたもので、業務の削減量については、認定書もしくは認証書に記載される事項により決定します。

※2 審査を伴わない場合です。

※3 変更設計住宅性能評価を含み、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の変更を行う場合も同様とします。

※4 評価戸数による加算について、Mから50または80を引いた数が負数になる場合は、0とします。

※5 ※1の適用を受ける住宅に限ります。